

ファンド
マネジャーが
語る

2024年初の市場の見通し & 今後の運用戦略

トーステン・ナゲル
当ファンド運用担当者

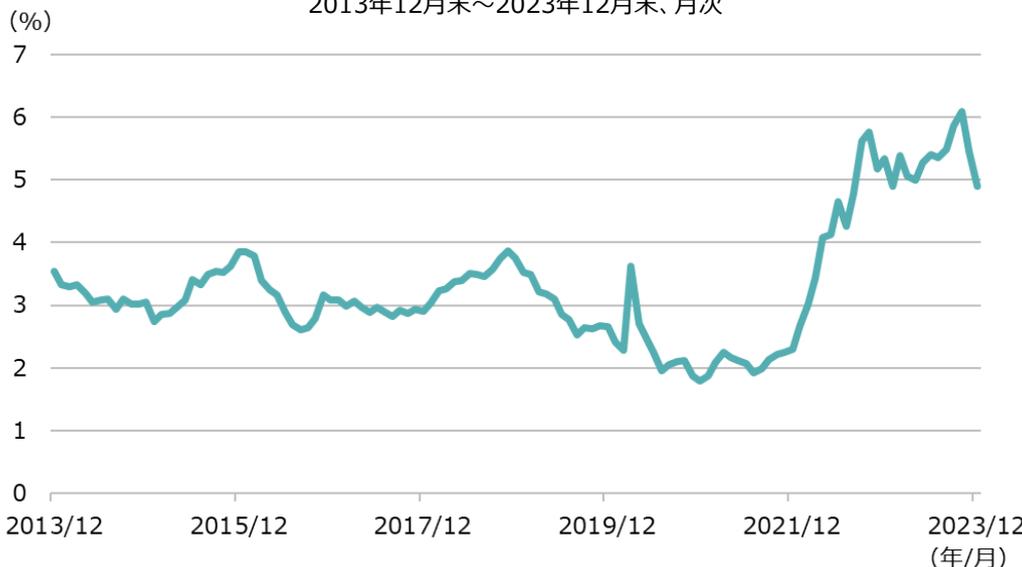


2024年は債券の年になるか？ ～3つの視点から解説～

ベース金利	<ul style="list-style-type: none">◆ 欧米債券の利回りが復活◆ 主要中銀が一段の利上げを行う可能性は低いと見ており、2024年が債券投資にとって良い年となるための土台が築かれたと考える
クレジット投資	<ul style="list-style-type: none">◆ 2024年は世界的に緩やかな成長が予想され、投資適格社債は低成長期におけるパフォーマンスが良い傾向がある◆ 利回りを求める需要は旺盛で、需給環境の支えに
脱炭素社会への潮流の中での公益セクター	<ul style="list-style-type: none">◆ エネルギー転換による脱炭素社会の実現は、今後も公益市場の主要なテーマ◆ 2024年には活発な公益債券の発行を予想しており、魅力的な投資機会につながると期待

公益債券の利回りの推移 (指数)

2013年12月末～2023年12月末、月次



※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

出所：各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成



ベース金利

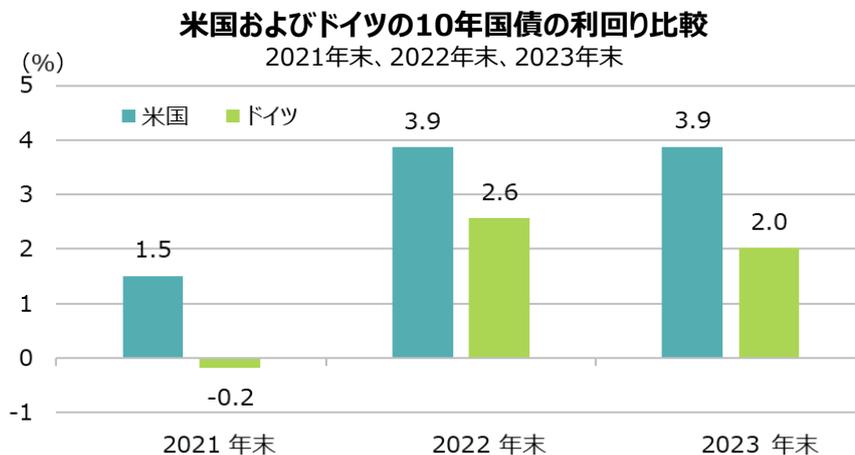
債券の利回りが復活

米連邦準備制度理事会 (FRB) は2022年以降、想定以上の景気回復や高インフレを受け利上げを継続したことから、米国10年国債利回りは一時5%に達し、債券価格は大きく下落しました。その後、欧米の金利は2023年後半にかけて低下しました。

今振り返ると、2023年後半は良い投資タイミングだったと見ることはできますが、債券の歴史では3年連続でマイナスリターンとなった局面もあり、投資はそう単純ではないと考えます。

欧米諸国のインフレ率、経済成長率、労働市場の動向等によっては、金利が上昇する局面も見られたため、債券に投資していた場合、タイミング次第では短期的に振るわない結果となった可能性もあります。

一方で、10年国債利回りは、2023年末時点において米国が3.9%、ドイツが2.0%となっており、欧米国債利回りが非常に低水準で、中にはマイナスのものも見られた2年前と比較すると、魅力的な水準に回復しています。さらに、他の国の国債や社債では、金利プレミアムが上乘せされる場合もあります。



2024年は債券投資に良いタイミング?

DWSは、今後2年間の世界経済について、それほど楽観的に見ているわけではありません。景気後退は緩やかなものになり、その後の回復もある程度にとどまると考えています。

また、欧米諸国のインフレ率は2024年末までに3%を下回り、FRBと欧州中央銀行 (ECB) の政策目標内で推移すると予想しています。

低調な景気が予想される局面において、中銀が利上げを実施する可能性は低いと考えます。加えて、2024年半ばから利下げが実施されれば、債券価格の上昇も見込まれます。

このように、2024年が債券投資にとって良い年となるための土台が築かれたと考えています。

DWSによる 2024年の経済見通し

	 米国	 ユーロ圏
GDP成長率	0.8%	0.7%
インフレ率	2.8%	2.9%
政策金利*	4.50%-4.75%	3.25%

※DWSによる2023年11月時点の予測。ユーロ圏の政策金利は中銀預金金利。

※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
出所：DWS CIO View 2024、各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

%% クレジット投資

スプレッドは縮小する可能性

前述の通り、DWSは深刻な景気後退を想定していないため、社債がそのような景気後退の圧力を受けるとは考えにくい状況です。加えて、国債と同様に、投資適格社債は低成長期におけるパフォーマンスが良い傾向があります。

投資適格社債は2023年末に大きく価格が回復しましたが、緩やかな景気後退とその後の鈍い景気回復が予想される局面では、スプレッドが一段と縮小する可能性が高いと考えられます。

格付動向

投資適格社債の格付動向は、ここ数年改善傾向にあります。今後は低調な景気を背景に幾分悪化する可能性もありますが、投機的格付への格下げは、不動産等一部セクターに限定されると考えています。

魅力的な利回り水準

需給状況も良好で、他の資産クラスに比べ優位性があると考えています。債券の利回りが戻ってきたことで、投資家は新年の投資戦略において債券への投資配分をさらに積み増す可能性があると考えています。

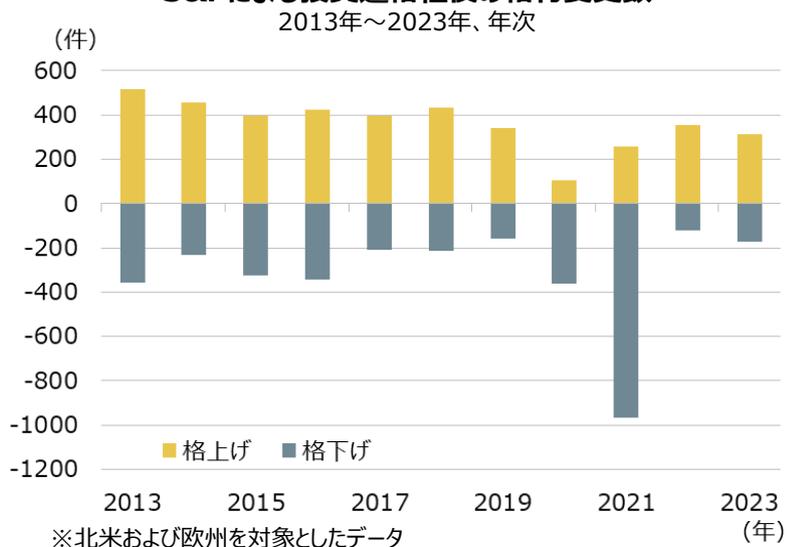
2023年末の力強い価格上昇を受けて割安感は減っています。しかし、2023年12月末時点で米国投資適格社債の最終利回りが5.1%、汎欧州投資適格社債が3.8%となっており、過去10年間において非常に魅力的な水準にあると見ています。

このように社債の見通しは良好ですが、地政学リスク（イスラエル・ガザ情勢、ロシア・ウクライナ情勢の一段の悪化）やマクロ状況（予想以上の景気後退やインフレ再加速による中銀の一段の引き締め）がリスク要因と考えます。

投資適格社債のスプレッドの推移 (指数)



S&Pによる投資適格社債の格付変更数



米国および汎欧州投資適格社債の利回り推移 (指数)



※ 使用した指数については後記「当資料で使用した指数に関する留意事項」をご参照下さい。
 ※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
 出所：S&P、各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成



脱炭素社会への潮流の中での公益セクター

エネルギー転換による脱炭素社会の実現は、今後も公益市場の主要テーマとなりそうです。

2024年も下記の分野等において、炭素排出削減のための莫大な投資が進められています：

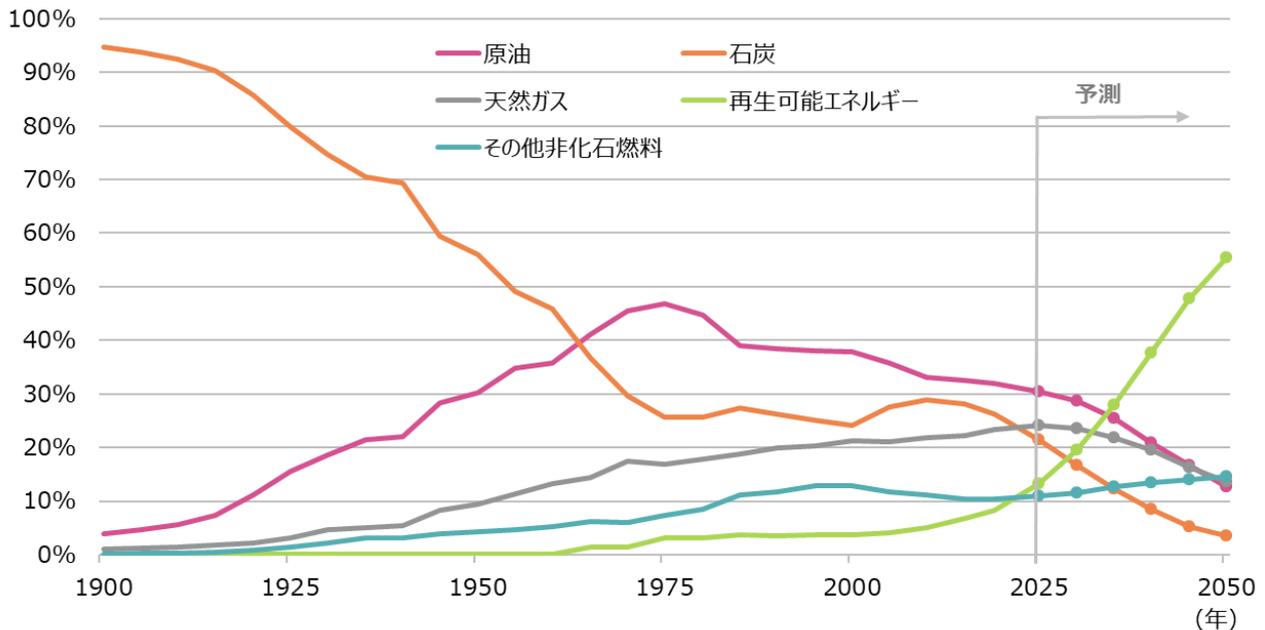
- ◆ 再生可能エネルギー発電 (主に風力発電、太陽光発電)
- ◆ (発電量が不安定な) 再生可能エネルギーの発電量増加に伴い、電力供給安定化を目指したガス火力発電所の新設
- ◆ 石炭発電の代替としての既存の原子力発電所の運転期間の延長や新設
- ◆ 再生可能エネルギーの発電量増加に伴う電線網の更新や新設
- ◆ LNGインフラ整備 (輸出、輸入)
- ◆ 産業レベルでのグリーン水素発電、輸送インフラ整備



政府や規制当局は今後もこうした活動をサポートしていくと見込まれます。民間の投資を呼び込むには、税制優遇や新規プロジェクトの承認等の行政的ハードルの軽減等、安定的で魅力的な枠組みが必要だと考えます。電力会社は大規模な投資をする際に、内部キャッシュフローや資産売却で資金を調達する他、債券発行という選択肢もあります。

こうしたことから、2024年には活発な公益債券の発行を予想しています。相対的に高い公益債券の利回り水準が、魅力的な投資機会につながることを期待されます。

一次エネルギーシェアの推移
1900年～2050年、5年毎



※温暖化対策が急速に進んだ場合を想定。
※2025年以降は予測値。



当ファンドの運用戦略

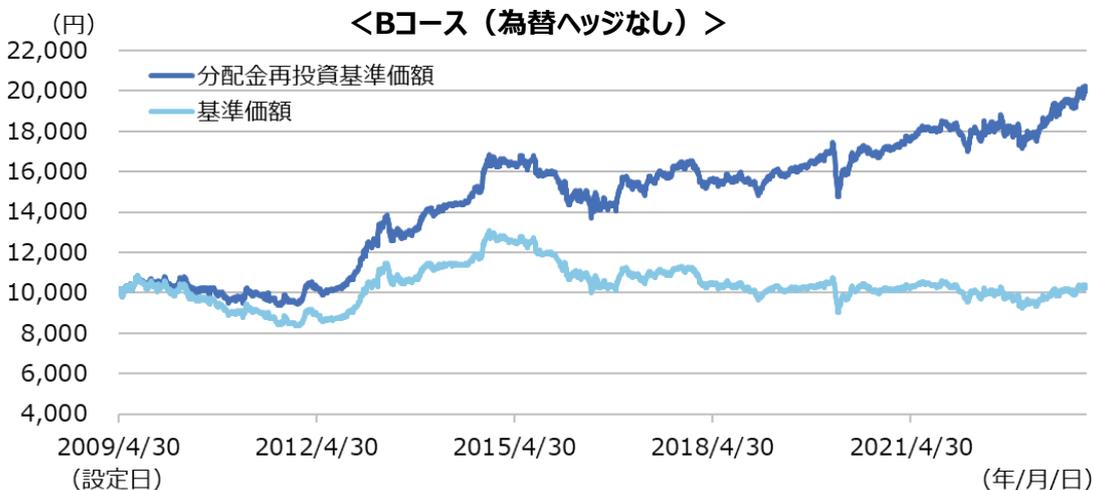
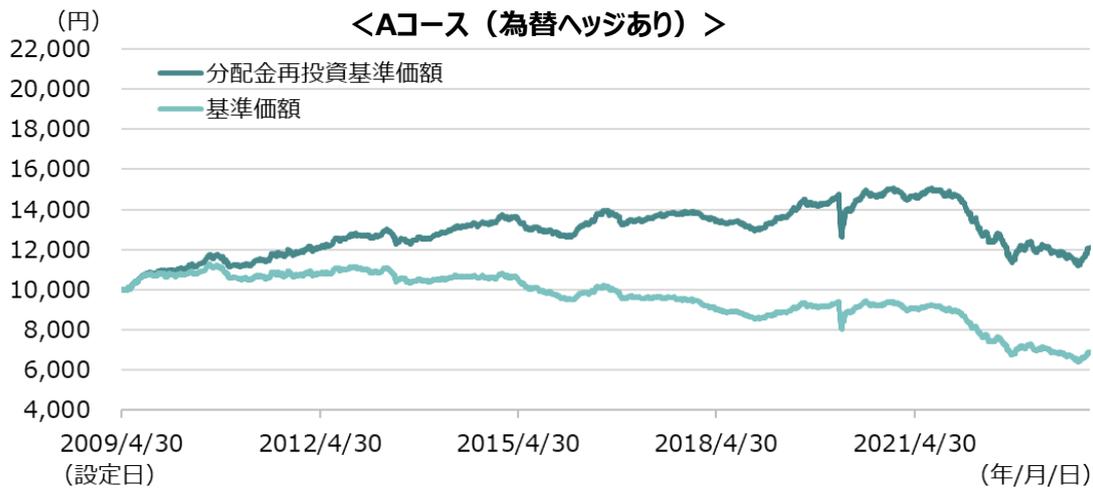
2024年の金利及び投資適格社債の市場環境は良好と考えおり、債券保有比率を増やす予定です。2024年は起債が増加すると見込んでいるため、2023年末までキャッシュ比率をやや高めに維持しており、2024年は魅力的な利回り水準の新発債を購入する予定です。

これまで同様、銘柄選択を重視し、バリュエーションを踏まえた銘柄の選定を行います。また、多くの再生可能エネルギーへの投資や、その他の排出削減プロジェクトが計画される中、グリーンボンドが再び大量に発行される可能性があり、注目しています。一方で、グリーンボンドであっても利回りやスプレッドを追求し、相対的なバリュエーションを注視した組み入れを行います。

資産配分に関しては、米国経済については以前より楽観的に見ており、米ドル建て債券の配分を増やすことを検討しています。ユーロ建て債券は、2022年に欧州圏を襲ったエネルギー危機の影響等から、2023年のパフォーマンスは米ドル建てに遅れをとりました。しかし、風力発電の増加によるエネルギーの輸入依存度は低下する等、エネルギーの確保を巡るリスクは後退しており、ユーロ建てがアウトパフォームする可能性もあります。そのため、米ドル建て債券の配分を増やす一方で、ユーロ建て債券についてもオーバーウェイトは維持する予定です。

長期債が多く、社債全体に比べて金利感応度が高い公益債券へ投資する際には、デュレーション管理も引き続き重要と考えています。利回りが上昇した場合、例えばインフレ率が再び上昇する場合等、公益債券は社債全体と比べて金利上昇の影響を大きく受ける可能性があります。そこで、債券先物による戦略的ショート・ポジションを設定し、金利リスクをある程度軽減する戦略を継続する予定です。

毎月分配型の基準価額の推移 2009年4月30日(設定日)～2023年12月29日、日次



※ 基準価額の推移は1万口当たり、信託報酬控除後の価額を表示しております。
 ※ 分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算した値であり、実際の投資家の運用成果とは異なります。
 ※ ファンドには購入時手数料がかかります。詳しくは後記「手続・手数料等」をご参照下さい。
 ※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

ポートフォリオの状況 (マザーファンド) 2023年12月29日時点

資産別構成比率	
債券	94.7%
現金等	5.3%

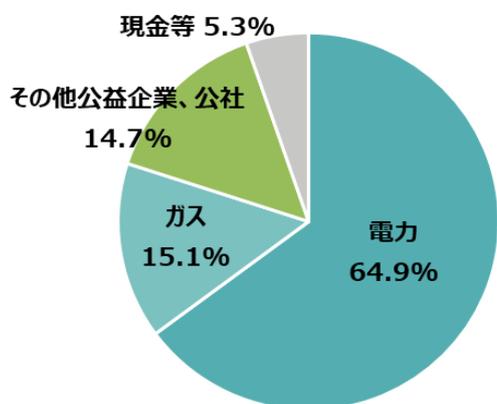
※ 比率はマザーファンドの純資産総額を100%として計算しております。

<参考> 債券先物の実質組入比率	-7.4%
------------------	-------

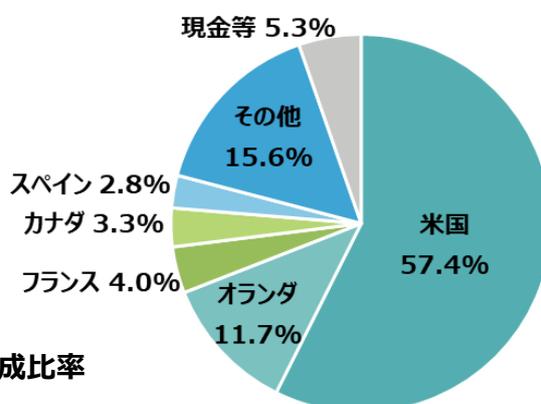
※ 債券先物は主にデレーション調整を目的に活用しております。

ポートフォリオ特性値	
銘柄数	146銘柄
平均最終利回り	5.1%
平均直接利回り	4.5%
平均残存年数	10.5年
平均クーポン	4.6%
平均修正デレーション	6.3年
平均格付	A-

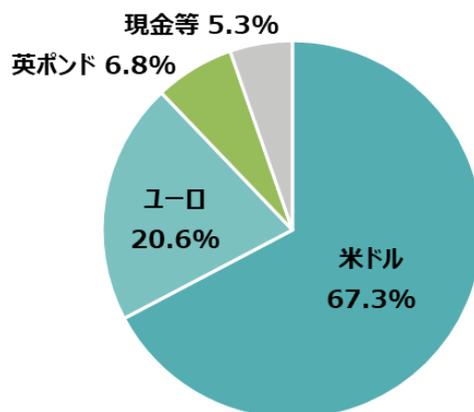
業種別構成比率



国別構成比率



通貨別構成比率



当ファンド運用担当者 トーステン・ナゲル

2008年にDWSに入社。
 金融業界において20年以上運用・調査経験を持ち、長期にわたり公益債券ファンドの運用に従事。
 フランクフルト在勤。

※ 国別、通貨別、業種別の各構成比率はともに、マザーファンドの純資産総額を100%とし、債券の内訳について表示しております

※ 格付は、ムーディーズ、S&P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

※ 平均修正デレーションは債券先物も含め計算しております。

※ 平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型/年1回決算型) の特色

当ファンドは、**インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。**



DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

- 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
- 組入債券の平均格付は、原則としてA格相当以上となることを目指します。投資対象は、取得時において原則としてBBB格相当以上の投資適格債とします。



毎月分配型/年1回決算型ともに「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」のコースから選択できます。

- Aコース及びBコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。(ヘッジコストがかかる場合があります。)
- Bコース及びDコースは、対円で為替ヘッジを行いません。そのため為替変動の影響を受けます。

(注1) 販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
(注2) 各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。



Aコース及びBコースは毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月20日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

※ 分配金の実績は、将来の分配金の水準を保証もしくは示唆するものではありません。
※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
※ 収益分配金については、後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。分配方針については、投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご参照下さい。
※ Cコース及びDコースの収益分配については、後記「お申込みメモ」をご参照下さい。



Aコース及びCコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

- DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。



ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

市況動向及び資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

上記ファンドの目的・特色は抜粋であり、詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※取扱コースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

① 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコース及びCコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコース及びDコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

④ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※取扱コースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



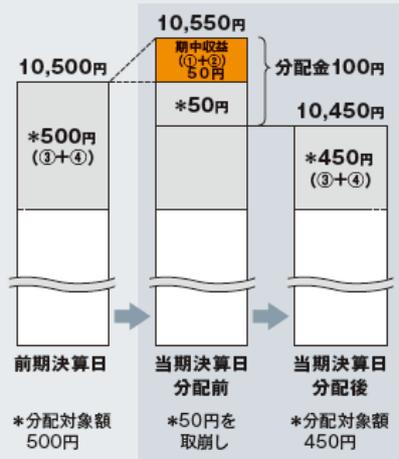
■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

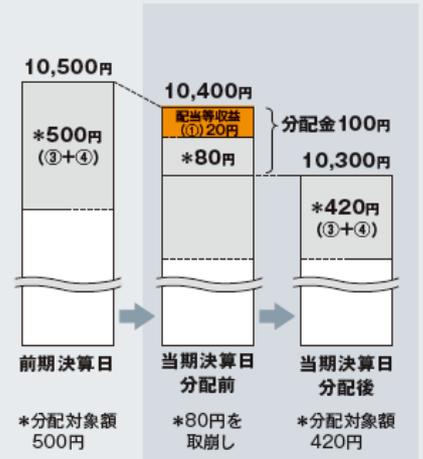
※ 右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

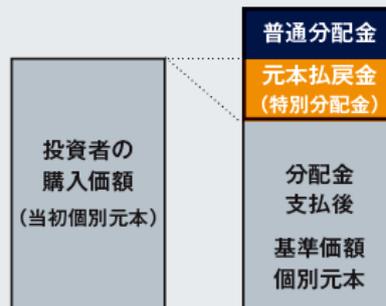


前期決算日から基準価額が下落した場合

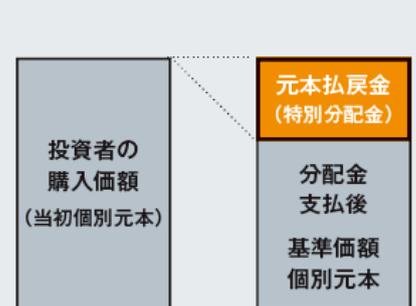


■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

手続・手数料等

お申込みメモ

申込締切時間/ 購入・換金申込 受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日には、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
信託期間/ 繰上償還	Aコース/Bコース：信託設定日(2009年4月30日)から無期限 Cコース/Dコース：信託設定日(2013年7月23日)から無期限 ただし、各ファンドについて残存口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	Aコース/Bコース：原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 Cコース/Dコース：原則として毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	Aコース/Bコース：年12回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 Cコース/Dコース：年1回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))の適用対象となります。Aコース及びBコースは、NISAの対象ではありません。Cコース及びDコースは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※上記は2024年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 (注)法人の場合は税制が異なります。

ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.584%(税抜1.44%)
その他の費用・手数料		当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

販売会社	当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。 販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。	
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 ホームページアドレス https://funds.dws.com/ja-jp/	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、 一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	株式会社りそな銀行 信託財産の保管・管理等を行います。	
投資顧問会社	DWSインベストメントGmbH(所在地:ドイツ フランクフルト) 委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコース及びCコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。	

※取扱コースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備 考	
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○		インターネット販売限定
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				インターネット販売限定
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○	一般社団法人投資信託協会に加入しています。
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
株式会社SBI新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		委託金融商品取引業者: 株式会社SBI証券 マネックス証券株式会社
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○		
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しています。
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○				
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				*
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		*
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○				インターネット販売限定
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○		
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○				インターネット販売限定
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○		インターネット販売限定
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商) 第188号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第578号	○		○	○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第47号	○		○	インターネット販売限定
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第39号	○		○	
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金) 第17号	○			
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第117号	○		○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商) 第140号	○	○	○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第579号	○		○	*
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第121号	○			○
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金) 第15号	○			インターネット販売限定
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商) 第75号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第138号	○	○		
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第49号	○		○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第1977号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金) 第3号	○			インターネット販売限定
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金) 第5号	○		○	*
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第152号	○	○		
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第127号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金) 第2号	○		○	*
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金) 第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第624号	○		○	
ザ・ホンコン・アンド・ジャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第105号	○		○	*
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第167号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商) 第20号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第649号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第181号	○	○		
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金) 第12号	○		○	*
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金) 第6号	○		○	*

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。
※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第190号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第611号	○			インターネット販売限定
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金) 第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金) 第3号	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商) 第8号	○			
アーク証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第1号	○			
臼木証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第31号	○			
島大証券株式会社**	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商) 第6号	○			
セントレード証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商) 第74号	○		○	

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。
※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいませうお願い申し上げます。

- 当資料はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用・税金等を考慮していません。
- 当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

<当資料で使用した指数に関する留意事項>

公益債券指数：Bloomberg Global Aggregate Corporate-Koueki (日本円除く)
世界国債指数：Bloomberg Global Aggregate Treasuries Index (日本円除く)
投資適格社債指数：Bloomberg Global Aggregate Corporate Index (日本円除く)
米国投資適格社債：Bloomberg US Corporate Index
汎欧州投資適格社債：Bloomberg Pan-European Aggregate Corporate Index

「Bloomberg®」および Bloomberg Global Aggregate Corporate-Koueki (日本円除く)、Bloomberg Global Aggregate Treasuries Index (日本円除く)、Bloomberg Global Aggregate Corporate Index (日本円除く)、Bloomberg US Corporate Index、Bloomberg Pan-European Aggregate Corporate IndexはBloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited (以下「BISL」)をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーグ」) のサービスマークであり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはドイチェ・アセット・マネジメント株式会社とは提携しておらず、また、同社が運用する商品等を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、同社が運用する商品等に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません